

生活保護指 定

労災保険指 定薬局

＜参考＞生活保護法施行規則第13条

5 標示の義務

指定医療機関は、その業務を行う場合の見やすい所に標示(縦12.5センチ、横5.5センチ程度の硬質材を用い、その中央に「生活保護法指定(医)」と表示する。)を掲示してください。(生活保護法施行規則第13条)

＊地域によっては、プレートやステッカーを作成されている場合もあります。

＜参考＞労働者災害補償保険法施行規則第11条第3項

都道府県労働局長の指定を受けた薬局は、標札を見やすい場所に掲げなければならない。

(様式第3号 縦10cm×横5.5cm
地色:濃紺 文字:白色 「労災保険指定薬局」)

＊地域によっては、労働基準監督署や薬剤師会等でプレートやステッカーを作成されている場合もあります。